

コンプライアンス

当社は、「企業理念」に基づき、事業を遂行する上で守るべき遵法精神・企業倫理に則った行動の規範として、コンプライアンス活動の中核を成す「企業行動規範」を制定しています。また、経営者も含めた社員一人ひとりの業務活動におけるより具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」を定めるとともに、社員全員に「コンプライアンス宣誓書」に署名し携帯させることにより、コンプライアンス意識の喚起を図っています。

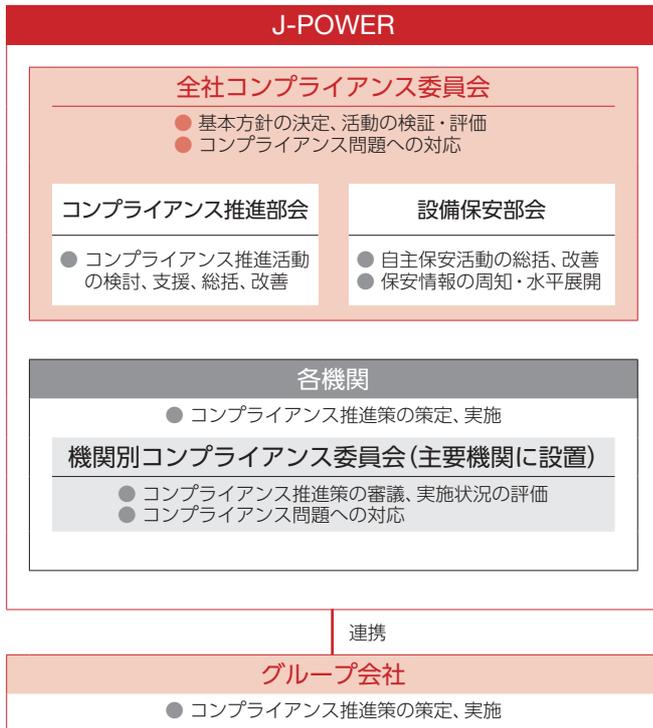
全社のコンプライアンスについては会長が統括し、その推進体制として、会長、社長を補佐し、推進業務を執行するコンプライアンス担当役員を配置しているほか、全社に係るコンプライアンス推進策の審議および実施状況の評価、反コンプライアンス問題への対応を図る組織として、会長を委員長とする「全社コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その下にコンプライアンス推進に係る業務を迅速かつ的確に進

めるため、全社に係るコンプライアンス推進活動と保安規程に基づく自主保安活動に関する2つの部会を設けており、2名の副社長が各部会長を務めています。

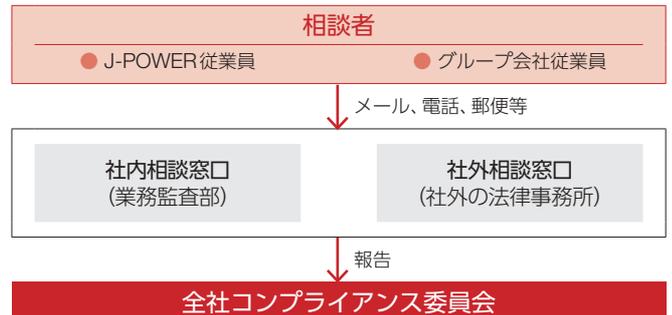
支店や火力発電所等の主要機関については、「機関別コンプライアンス委員会」を設置して、各機関の特性に合わせたコンプライアンス活動を展開しています。これらのコンプライアンス委員会にはグループ会社も参加しており、グループ全体でコンプライアンス活動を推進しています。このほか、社員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の相談窓口として、業務監査部および外部の法律事務所に相談者の保護を徹底した「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。

J-POWERグループでは、これらの組織と機関が役割分担をしつつ、協力・連携して、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

J-POWERグループのコンプライアンス推進体制



J-POWERグループのコンプライアンス相談窓口



「コンプライアンス行動指針」の骨子

[1] 基本事項
(1)法律や社内規定等で決められたことを守る (2)社会規範・社内常識に従って行動する
[2] 遵守事項
1. 社会との関係 (1)社会への貢献 (2)適切な情報の開示 (3)寄付・政治献金規制 (4)反社会的勢力との関係遮断 (5)環境の保全 (6)情報システムの適切な使用 (7)知的財産権の保護 (8)輸出入関連法令の遵守
2. 顧客・取引先・競争会社との関係 (1)エネルギー供給と商品販売の安全性と信頼性 (2)独占禁止法の遵守 (3)調達先との適正取引 (4)不正競争の防止 (5)接待・贈答
3. 会社資産・会計・株主・投資家との関係 (1)会社資産の適切な使用 (2)適正な会計管理と税務処理 (3)経営情報の開示 (4)インサイダー取引の禁止
4. 官庁・公務員との関係 (1)適正な許認可、届出手続き (2)公務員に対する接待・贈答
5. 社員との関係 (1)人権尊重 (2)プライバシーの保護 (3)職場の安全衛生 (4)労働関係法の遵守 (5)就業規則の遵守

環境経営および社会的責任(CSR)の取り組み

J-POWERグループは、「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」という企業理念に基づき、企業活動を通じて電力の安定供給と環境保全の両立を図る取り組みを継続しています。取り組みの内容

については、J-POWERグループサステナビリティレポートをご参照ください。

URL: <http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/report/index.html>